

松茂町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

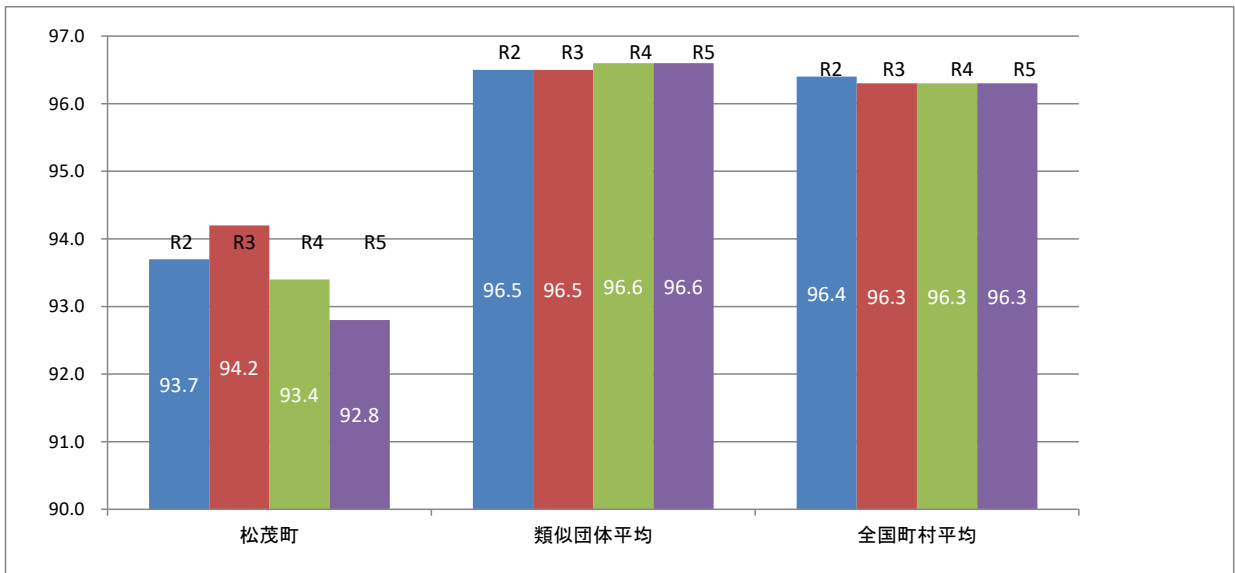
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)令和3年度 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	14,723	6,726,493	225,275	1,100,421	16.4	15.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考)1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			千円	千円
令和4年度	107	355,473	62,815	134,080	552,368	5,162	5,614	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、① 3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、② 3年連続で上昇している場合、③ 100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

松茂町は、人事委員会を設置していないため、記載する事項はなし。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組みとされている。

①給料表の見直し

・実施

実施内容(平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げを実施。

若年層については、引下げなし、高齢層については、最大4%引下げた。

なお、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

・松茂町は、国の基準によれば非支給地域であるため、支給なし。

③その他の見直し内容

・管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

特になし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
松茂町	40.2 歳	301,300 円	376,404 円	336,767 円
徳島県	43.2 歳	327,074 円	414,753 円	358,848 円
国	42.4 歳	322,487 円	— 円	404,015 円
類似団体	41.8 歳	306,481 円	363,479 円	332,045 円

②技能労務職

区 分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)
松茂町	51.3 歳	12 人	301,400 円	330,533 円	309,358 円
うち給食調理員	57.6 歳	2 人	320,300 円	322,300 円	320,300 円
うち環境センター技師等	47.3 歳	6 人	294,100 円	332,567 円	305,433 円
うち小・中学校技師等	56.3 歳	2 人	327,500 円	345,450 円	341,250 円
その他	53.6 歳	2 人	278,400 円	317,900 円	278,400 円
徳島県	57.2 歳	28 人	355,068 円	394,270 円	372,431 円
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円
類似団体	50.2 歳	4 人	289,912 円	314,573 円	299,964 円

区 分	民 間			参 考 A/B
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
松茂町	—	—	—	—
うち給食調理員	調理士	47.7 歳	228,800 円	1.41
うち環境センター技師等	廃棄物処理業従業員	47.3 歳	310,800 円	1.07
うち小・中学校技師等	他に分類されない 運搬・清掃・包装等従事者	49.1 歳	241,700 円	1.43
うちその他	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
松茂町	—	—	—
うち給食調理員	5,285,800 円	3,055,000 円	1.73
うち環境センター技師等	5,287,004 円	4,321,100 円	1.22
うち小・中学校技師等	5,551,700 円	3,253,900 円	1.71
うちその他	—	—	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和2～令和4年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
松茂町	41.6 歳	299,000 円	328,623 円
徳島県	43.1 歳	357,934 円	397,864 円
類似団体	41.3 歳	294,628 円	326,464 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	松茂町	徳島県	国	
一般行政職	大 学 卒	185,200 円	191,700 円	185,200 円
	高 校 卒	154,600 円	158,900 円	154,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(令和5年4月1日現在)

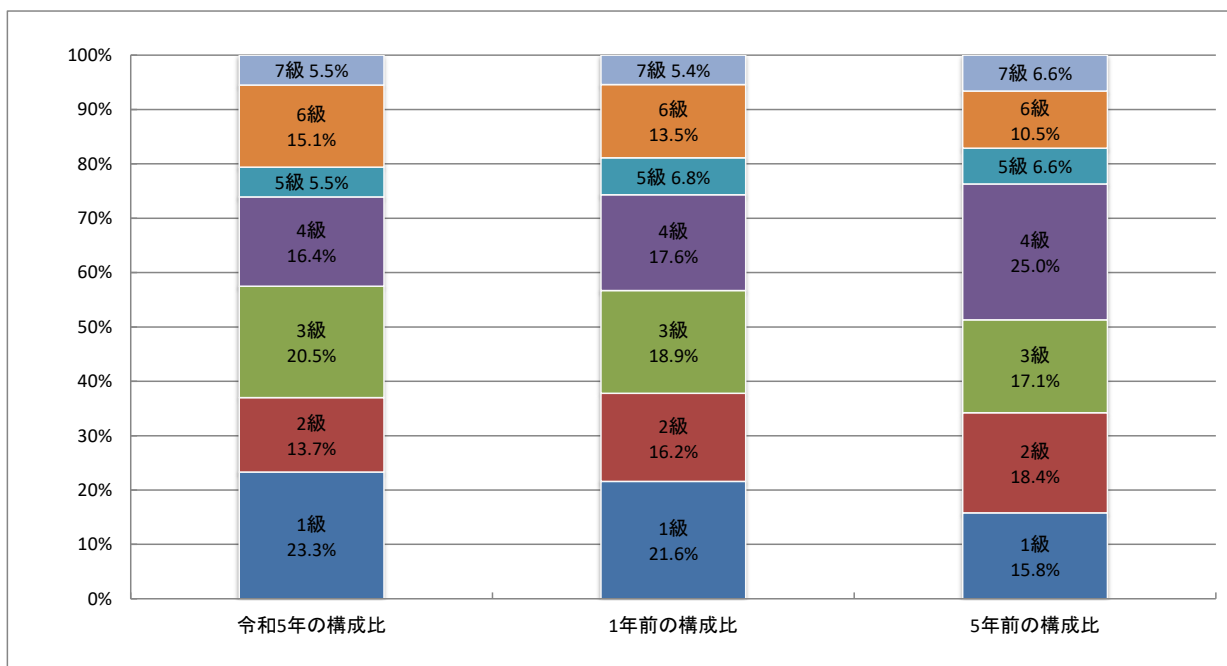
区 分		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満
一般行政職	大 学 卒	270,000 円	299,900 円	347,700 円	389,700 円
	短 大 卒	— 円	297,500 円	— 円	369,000 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	321,900 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

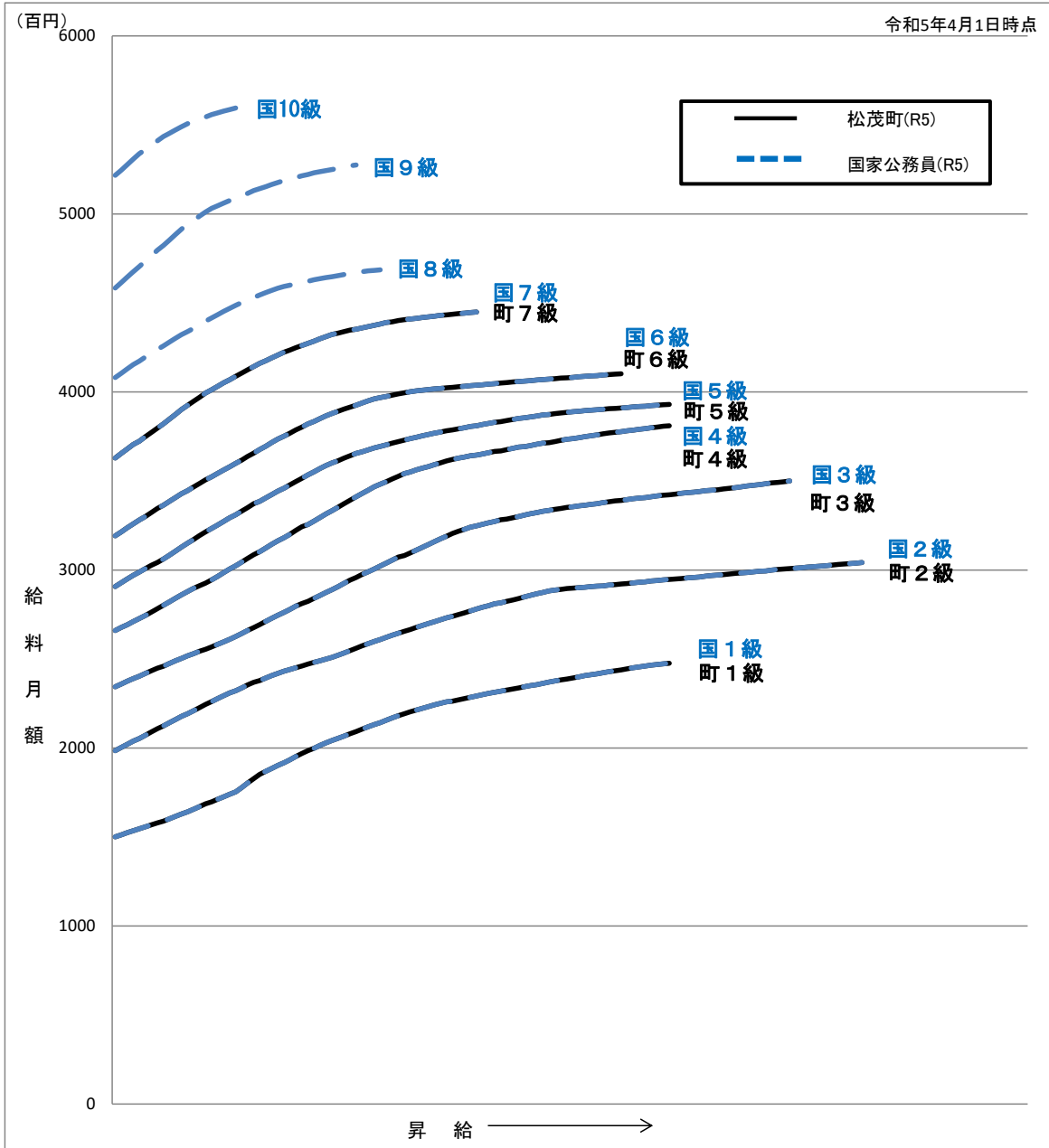
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事又は定型的な業務を行う職務	17 人	23.3 %	150,100 円	247,600 円
2 級	上級主事又は高度の知識を必要とする業務を行う職務	10 人	13.7 %	198,500 円	304,200 円
3 級	係長又は主任の職務	15 人	20.5 %	234,400 円	350,000 円
4 級	課長補佐、主査、総括主任又は出先機関等の長の職務	12 人	16.4 %	266,000 円	381,000 円
5 級	主幹又は出先機関等の長の職務	4 人	5.5 %	290,700 円	393,000 円
6 級	課長又は特に困難な業務を行う出先機関等の長の職務	11 人	15.1 %	319,200 円	410,200 円
7 級	参事又は部長の職務	4 人	5.5 %	362,900 円	444,900 円

- (注) 1 松茂町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を活用していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

松 茂 町	徳 島 県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,308 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,596 千円	— 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 23～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を活用していない				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

松 茂 町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45%加算		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45%加算	
1人当たり平均支給額	7,254 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

松茂町は、国の基準によれば非支給地域であるため、支給実績なし。

(4) 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		1,454 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		80,778 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		15.5 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税滞納整理事務従事職員の特殊勤務手当	町税の滞納整理に関する事務に従事した職員	町税滞納整理業務	月額 15,000 円
保育業務に従事した職員の特殊勤務手当	保育業務に従事した保育士及び幼稚園教諭	保育及び幼稚園業務	月額 2,000 円
環境センター業務に従事した職員の特殊勤務手当	環境センターにおいて業務に従事した職員のうちし尿及びじん芥処理施設管理者(1級の資格を有する者)	し尿及びじん芥処理業務	月額 15,000 円
	環境センターにおいて業務に従事した職員(し尿及びじん芥処理施設管理者で1級の資格を有する者を除く)	し尿及びじん芥処理業務	月額 12,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	28,867 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	348 千円
支給実績(令和4年度決算)	24,801 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	318 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円	同	無	7,908 千円	208,106 円
	子 10,000円(特定期間の子1人につき 5,000円加算)				
	父母等 6,500円				
住居手当	借家居住者で月額14,000円を超える家賃を払っている職員の場合、家賃の額に応じ、最高月額28,000円まで支給	異	支給対象となる下限額が異なる	6,802 千円	309,167 円
通勤手当	自動車等を使用して通勤する職員で通勤距離が片道2km以上の職員に支給 通勤距離に応じ 月額2,000円～31,600円	同	無	3,191 千円	41,986 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき支給 定額制	/	/	23,704 千円	623,789 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務することを命ぜられた職員に支給 支給額は1時間あたりの給与額×支給率(1.35～1.60)	同	無	4-(5)に含まれる	4-(5)に含まれる
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に対して1回4,400円を支給	同	無	524 千円	9,879 円
管理職特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、緊急の必要その他公務の運営の必要により祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務した場合 → 勤務1回につき、役職に応じて6,000円～12,000円 管理職手当の支給を受ける職員が、災害への対処その他臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの正規の勤務時間以外に勤務した場合 → 勤務1回につき、役職に応じて3,000円～4,000円	/	/	2,084 千円	54,829 円

5 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区分	給料月額等		
	(参考)類似団体における最高/最低額		
給料	町 長	766,000 円	855,000 円 / 513,100 円
	副町長	612,800 円	680,000 円 / 476,000 円
報酬	議 長	310,200 円	408,000 円 / 218,000 円
	副議長	258,500 円	342,000 円 / 174,000 円
	議員	206,800 円	323,000 円 / 156,000 円
期末手当	町 長	(令和4年度支給割合)	
	副町長	3.30	月分
	議 長	(令和4年度支給割合)	
	副議長 議員	3.30	月分
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	町 長	給料月額×在職月数×43.5/100	15,994,080 円 任期ごと
	副町長	給料月額×在職月数×25.75/100	7,574,208 円 任期ごと
	備考	「徳島市町村総合事務組合の条例」に準じて支給	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

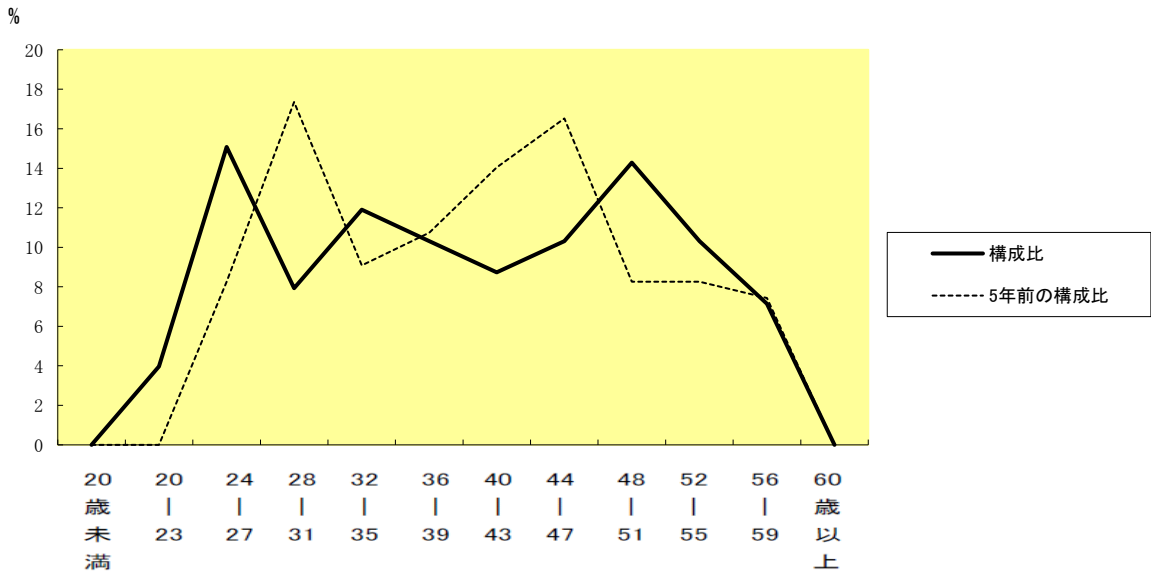
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分 部 門		職員数		対前年増減数	主な増減理由 等	
		令和4年	令和5年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務	27	26	△ 1	
		税 務	7	8	1	
		民 生	17	15	△ 2	
		衛 生	16	18	2	
		農林水産	2	2	0	
		商 工	1	0	△ 1	
		土 木	7	7	0	
	計	79	78	△ 1	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 52.98 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 87.57 人)	
	教育部門	28	29	1		
	消防部門			0		
小 計	107	107	0	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 72.68 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 105.76 人)		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	6	6	0		
	下水道	3	3	0		
	その他	9	10	1		
	小 計	18	19	1		
合 計		125 [140]	126 [140]	1 [0]	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 85.58 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	19人	10人	15人	13人	11人	13人	18人	13人	9人	0人	126人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部 門	年 度						過去5年間の 増減数(率)
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
一般行政	70	73	80	79	79	78	8 11.4%
教 育	29	31	29	29	28	29	0 0.0%
普通会計計	99	104	109	108	107	107	8 8.1%
公営企業等会計計	19	17	18	19	18	19	0 0.0%
総合計	118	121	127	127	125	126	8 6.8%

- (注) 1 各年における定員管理において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。
 3 教育長を含まない。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比 率
	A		B	B/A	
	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	357,221	15,820	32,204	9.0	10.8

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A	(参考)水道事業平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
令和4年度	6	20,836	3,328	8,040	32,204	5,367	6,017

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
松茂町	41.8 歳	306,383 円	447,603 円
団体平均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

松 茂 町	松茂町(公営企業職員を除く団体平均)
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,340 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,308 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

普通会計と同様の制度で支給(普通会計4-(2)参照)

ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

松茂町は、国の基準によれば非支給地域であるため、支給実績なし。

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	300 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	60,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	83.3 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
企業手当	管理職手当を支給されていない職員(会計年度任用企業職員を除く)	水道業務	月額 5,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	795 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	133 千円
支給実績(令和4年度決算)	965 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	161 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	普通会計4-(6)と同様	同	無	858 千円	286,000 円
住居手当	普通会計4-(6)と同様	同	無	336 千円	336,000 円
通勤手当	普通会計4-(6)と同様	同	無	125 千円	41,600 円
管理職手当	普通会計4-(6)と同様	同	無	744 千円	744,000 円

(2) 下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	279,344	104,480	13,908	5.0	2.0

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A	(参考)下水道事業平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度	3	9,616	1,033	3,259	13,908	4,636	5,935

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特になし

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
松茂町	36.0 歳	283,700 円	408,144 円
団体平均	44.3 歳	330,766 円	493,186 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

松 茂 町	松茂町(公営企業職員を除く団体平均)
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,195 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,308 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

普通会計と同様の制度で支給(普通会計4-(2)参照)

ウ 地域手当(令和5年4月1日現在)

松茂町は、国の基準によれば非支給地域であるため、支給実績なし。

エ 特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		%	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	49 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	16 千円
支給実績(令和4年度決算)	35 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	12 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	普通会計4-(6)と同様	同	無	198 千円	198,000 円
住居手当	普通会計4-(6)と同様	同	無	0 千円	0 円
通勤手当	普通会計4-(6)と同様	同	無	224 千円	224,400 円
管理職手当	普通会計4-(6)と同様	同	無	576 千円	576,000 円

8 等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和5年4月1日現在)

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は定型的な業務を行う職務	31	27.8	主事	22	50	44.7	主事級
				保健師	5			
				教諭	2			
				社会福祉士	1			
				介護支援専門員	1			
計	31							
2級	上級主事又は高度の知識を必要とする業務を行う職務	19	17.0	上級主事	12	19	19.6	係長級
				上級栄養士	1			
				上級保健師	1			
				教諭	4			
				学芸員	1			
計	19							
3級	係長又は主任の職務	22	19.6	係長	18	22	19.6	係長級
				主任教諭	4			
計	22							
4級	課長補佐、主査、総括主任又は出先機関等の長の職務	14	12.5	課長補佐	11	14	12.5	課長補佐級
				所長補佐	1			
				主査	2			
計	14							
5級	主幹又は出先機関等の長の職務	7	6.3	主幹	5	7	19.6	課長級
				会計管理者	1			
				所長	1			
計	7							
6級	課長又は特に困難な業務を行う出先機関等の長の職務	15	13.4	課長	11	15	19.6	課長級
				所長	1			
				園長	2			
				局長	1			
計	15							
7級	参事又は部長の職務	4	3.6	総務部長	1	4	3.6	参事級
				民生部長	1			
				産業建設部長	1			
				次長	1			
計	4							
合計		112	100.0					

行政職給料表(二)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	1	7.1	技師	1	14	100.0	技師級
				計	1			
2級	上級技師の職務	1	7.1	上級技師	1	1	7.1	技師級
				計	1			
3級	主任技師の職務	2	14.4	主任技師	2	2	14.4	技師級
				計	2			
4級	総括主任技師の職務	4	28.6	総括主任技師	4	4	28.6	技師級
				計	4			
5級	技師長の職務	6	42.9	技師長	6	6	42.9	技師級
				計	6			
合計		14	100.0					